

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

複写

住所 京都府福知山市土師宮町一丁目17番地

氏名 大栄アメット株式会社
代表取締役 大田 成幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府中丹西保健所長 笹島 浩泰



許可の年月日 令和6年8月8日

許可の有効年月日 令和11年5月29日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- ①燃え殻（六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）
- ②汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
- ③廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン若しくは1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。）
- ④廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
- ⑤廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
- ⑥ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又は1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。）

⑦廃石綿等
以上7種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成6年5月30日：当初許可
- 平成11年5月30日：更新許可
- 平成16年5月30日：更新許可
- 平成17年7月14日：変更許可（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加：⑦）
- 平成18年12月6日：変更許可（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加：汚泥）
- 平成21年6月17日：変更届（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の削除：汚泥）
- 令和21年6月17日：更新許可
- 令和26年5月30日：更新許可
- 令和元年7月29日：更新許可
- 令和6年8月8日：更新許可
- 令和6年8月8日：変更許可（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加：①②④⑤⑥、③の限定の変更）

【注意】
本許可証の写しは、許可の内容の開示を目的に発行されたものであり、その他の用途による使用は無効とする。

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無